

## 地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書

現在、全国の自治体においては、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に構築することを見据えながら、平成27年度からの第6期介護保険事業計画の策定に取り組んでいるところであるが、拡充する介護サービス量、増高する介護保険料などに苦慮しているところである。

よって、国においては、全国の自治体のそれぞれの実情に応じて、積極的な支援を図るよう、下記のとおり要望する。

### 記

- 1 医療・介護・福祉の良質な人材を確保するため、抜本的な対策を講じること。特に介護人材については、2025年に向けてさらに100万人のマンパワーが必要とされており、次期介護報酬改定に向けて的確な対応を行うこと。また、外国人材の活用については、慎重な議論を行うこと。
- 2 今回の診療報酬改定について、在宅訪問診療に係る改定が行われたが、市町村の現場において集合住宅などへの訪問診療が大きな影響を受けることも想定されるため、改定の影響について実態調査を行い、適切な対応を行うこと。
- 3 地方自治法の改正により創設される連携協約制度の活用など、広域行政上の取組事例の周知など、市町村への適切な情報提供に努めること。
- 4 特養待機者52万人という数字が発表されたが、特養入所者の重点化に伴い、自立した生活を送ることが困難な低所得・低資産の要介護高齢者の地域における受け皿づくりについて、市町村への支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月24日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	伊 吹 文 明 殿
参 議 院 議 長	山 崎 正 昭 殿
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 殿
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 殿
総 務 大 臣	新 藤 義 孝 殿
厚 生 労 働 大 臣	田 村 憲 久 殿
内 閣 官 房 長 官	菅 義 偉 殿